

調停依頼書

私達は次の事項を確認、同意したうえで、_____（以下「調停員」といいます。）に対して民事調停を行うことを依頼します。

1. 調停における調停員の役割は、主として、話し合いを円滑に進めることにあり、話し合いで妥協点を見出すのはあくまでも私達であり、調停員が結論をだすものではないことを理解しています。また調停員の行うサービスは調停員が「法的アドバイスである」と前置きしない場合は法的アドバイスではないこと、また金銭的アドバイス、セラピーその他の専門専門家の行うサービスでもないことを理解しています。

2. 調停はあくまでも自主的なプロセスであり、私達の判断でいつでも打ち切ることができるものと理解します。また調停員が調停を継続することが難しいと判断した場合はその判断によっても調停を打ち切ることができることに同意します。

3. 守秘義務

① 調停中に話し合われたすべての事項やそれを記録したケースファイル等のすべての資料は極秘扱いとされることに同意します。また、調停の内容を一切第三者に開示しないことを約束します。

② 将来本案件で訴訟が起こった場合に、調停において話し合われた内容やそれを記録したケースファイル等の資料のいかなる部分も証拠物件として使用しないことを約束します。

③ 調停員の守秘義務を守るため、本案件を巡って訴訟が起こった場合においても調停員を証人として喚問させることはしないことを約束します。また、それにも拘わらず、調停員が証人として喚問される事態が生じた場合は、証人の守秘義務を守るため喚問を排斥するためにかかる弁護士費用その他の費用を私達の責任で負担することを約束します。

④ 上記①～③に拘わらず、人身に対して虐待、扶養放棄等の危害が生じたと判断された場合、および犯罪が犯されたと判断された場合は調停員は関係機関に通報することがあることを理解しています。

4. 調停に関するすべての手続きを、ビデオ撮影、録音することは禁止されていること、並びにその禁止は調停当事者、調停員及びその他調停に参加するすべての者に適用することを理解しています。

5. 調停が終了したときに調停員は合意に達した事項を「合意に関する覚書」その他の書面に記録しますが、その書面は法的強制力のある契約書の性質のものではないことを理解しています。
